廃業の増加と小規模法人企業の増大

―中小企業の「新時代」―

大林弘道
（神奈川大学　名誉教授）

要　旨

中小企業における近年の廃業の増加は，1980年代末以降継続する中小企業の傾向的減少の新たな段階を意味している。それは国民一人ひとりが自らの生活を支え，その能力を発揮してきた経済基盤，「国民的経済力」の後退をさらに促進している。しかしながら，同時に，小規模法人企業が増大し，全国各地域においてその存立を拡大している。このような中小企業の存立の相反する様相は中小企業の「新時代」ともいうべき事態を招来しつつある。そして，その「新時代」は各地域の経済状況や所得状況に支持されている側面があり，「国民的経済力」の再建の可能性を示唆している。それゆえに，「国民的経済力」の後退を回避し，その再建を目指して，全国に展開する小規模法人企業の存立を健全に推進し，それと連携することが，中小企業の経営・政策・運動の重要な今日的課題である。

キーワード

中小企業の傾向的減少，廃業，「国民的経済力」，小規模法人企業，中小企業経営・政策・運動

はじめに

近年における“廃業”の急激な増加は，“倒産”の減少傾向をともなっているものの，大林弘道（2017a）および大林弘道（2018）によって明らかにされてきた中小企業総数の傾向的増加から傾向的減少への転化の過程を，中小企業の傾向的減少・廃業増加と略称しうる新たな段階に推し進めている。また，そのような新たな段階は，それによって醸成されている「国民的経済力」の後退がさらに深化することが懸念される。それゆえ，本稿の前半部分では，中小企業の傾向的減少･廃業増加とそれによる「国民的経済力」の後退を改めて確認し，その背景と要因を再度考察する。そして，後半部分では，この「国民的経済力」の後退を回避し，その再建の可能性を究明するために，中小企業の傾向的減少・廃業増加の諸特徴そのものにさらに立ち入って検討する。その結果として，法人企業の動向において，「資本金１千万円未満」の法人企業の過去20年間におけるその実数の増加と法人企業全体に占める割合の拡大が見出されることを示す。そして，そのような小規模法人企業の新展開を地域経済的観点から検証するとともに，なお留意すべき諸点をも考察する。筆者は，このような中小企業存立の相反する諸傾向を敢えて中小企業の「新時代」と名付けて，その歴史的かつ理論的な解釈を提示する。以上を通じて，最後に，中小企業の「新時代」の認識の下に，中小

企業が新たに経営を実践し，政策を追究し，運動を推進することの必要を提起する。

本稿の論旨に関わる課題に直結する先行研究は見当たらないが，その問題意識は広く社会科学研究の著書・論文等に通底していると考える。本稿での分析の特徴は，行論に明らかなように，データの許す限り“戦後日本”の過程をできるだけ遡って考察するということである。また，本稿の検討が“地域”に及んだため，地域経済研究の優れた入門書[1]や専門論文・著書，また，同研究方法論・調査論[2]に改めて学ぶことになった。とはいえ，それらの整理・消化も筆者においてはなお初期段階であることを自覚しており，その点，本稿が問題提起に止まっていることを遺憾に思うが，読者におかれてはご海容を願いたい。

1　中小企業の廃業増加と傾向的減少

（1）廃業数・中小企業数の諸特徴

企業の長期の倒産数と近年の廃業数の動向について，「東京商工リサーチ」（2018a，2018b）のデータを採用するが，それぞれの調査における“倒産”と“廃業”に関わる集計上の定義と方針は以下のとおりである。

“倒産”は，企業が債務の支払不能に陥ることなどにより，経済活動を続けることが困難になった状態を指す。その状態は，「法的倒産」と「私的倒産」の２つに大別され，さらに「法的倒産」では再建型の「会社更生法」と「民事再生法」とに，清算型の「破産」と「特別清算」とに４分類される。また，「私的倒産」は「銀行取引停止」と「内整理」とに分類される。なお，倒産の集計に際しては負債総額1,000万円以上の場合を対象としているので，同1000万円未満の倒産数は不明となる。

廃業数は「休廃業・解散」として集計されている。“廃業”は企業が事業を停止し，それ以降も再開をしないことを意味し，債務を整理し任意で事業を休止することを指す。“休業”は，営業実態がなく，税務署・労働基準監督署・社会保険事務所などに休業届けが提出された場合である。“解散”は必要な清算手続きに移行するための手続きによって企業の法人格を消滅させることを意味する。

さて，以上の定義と方針によって集計されたデータをグラフ化した（図１）「全国企業倒産・休廃業解散の年次推移」から次のことが分かる。倒産数は1960年代後半および1970年代後半にそれぞれ年１万件，年２万件の水準へと増加し，1980年代後半のいわゆる「バブル」期に年１万件台以下の水準に減少したものの，「バブル」崩壊後に再び２万件近くの水準に増加した。そして，2000年頃より再び減少し，「リーマン・ショック」時に若干増加したが，その後傾向的に減少を続けている。廃業数についての調査は2000年に開始され，当初における若干の変動ののち2003年以降増加を繰り返し，さらに，急増の

図１　全国企業倒産・休廃業解散の年次推移

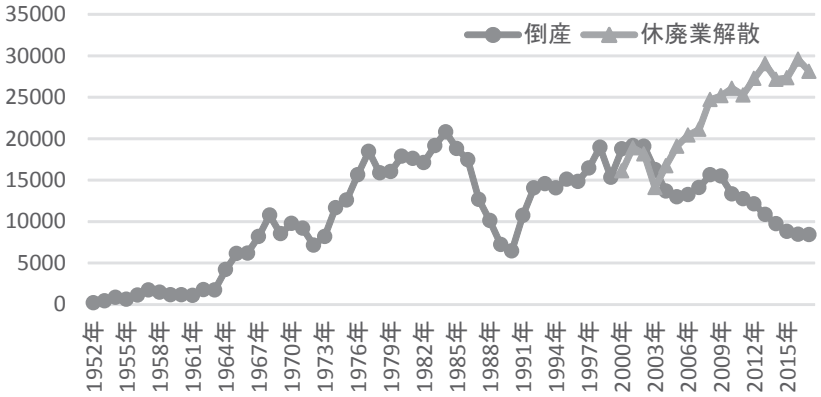

資料：東京商工リサーチ「2018全国企業倒産白書」，「2018年『休廃業・解散企業』動向調査」より筆者作成

様相を呈し，ほぼ２万５千件から３万件の間で推移している。それゆえに，倒産に代わる廃業への注目があるわけである。問題は，このような倒産数の減少と廃業数の増加との関係をどのように考えるかにある。それぞれの原因については深い検討が必要であるが，両者の間に関連[3]があることも推測される。本稿の観点からすれば，定義される統計調査上の「倒産」の意味と「休廃業・解散」のそれとの間には相違があることを理解しつつも，両者ともそれぞれの産業部門からの退出，すなわち，“市場からの退場”という意味では経済的には同じ効果を持っているということに注目する。そのように理解すると，現在もなお中小企業が圧倒的多数を占めるであろうと考えられる退場数が４万件ほどの高水準で推移していることは驚くべきことである。

そして，「倒産」上の負債金額1000万円未満の倒産数が調査の対象とされていないのであるから，個人企業層あるいは自営業層のいずれの場合にせよ問題になっている今日の小規模企業を含む中小企業の退場数は数字以上の実態を持っていると言わなければならない。このような中小企業の退場の現実が中小企業数の減少の基本であることをまず知らなければならない。

ところで，戦後日本の中小企業数の推移は，長らく統計調査上の制約のため“中小事業所”数を通じて考察されてきたが，1999年以降からは“中小企業”数そのものによって把握されるようになった。そこで，1947年から2014年までの調査年における中小企業の事業所数の推移と1999年から2014年までの同じく中小企業の企業数の推移とを描出した（図２）「中小事業所数・中小企業数の推移」によって比較考量するならば，次のような事実を確認することができる。すなわち，戦後日本における中小企業の企業数は一貫して傾向的に増加してきたが，1989年を頂点に傾向的な減少に転換し，その後近年まで

図２　中小事業所数・中小企業数の推移（単位：千）

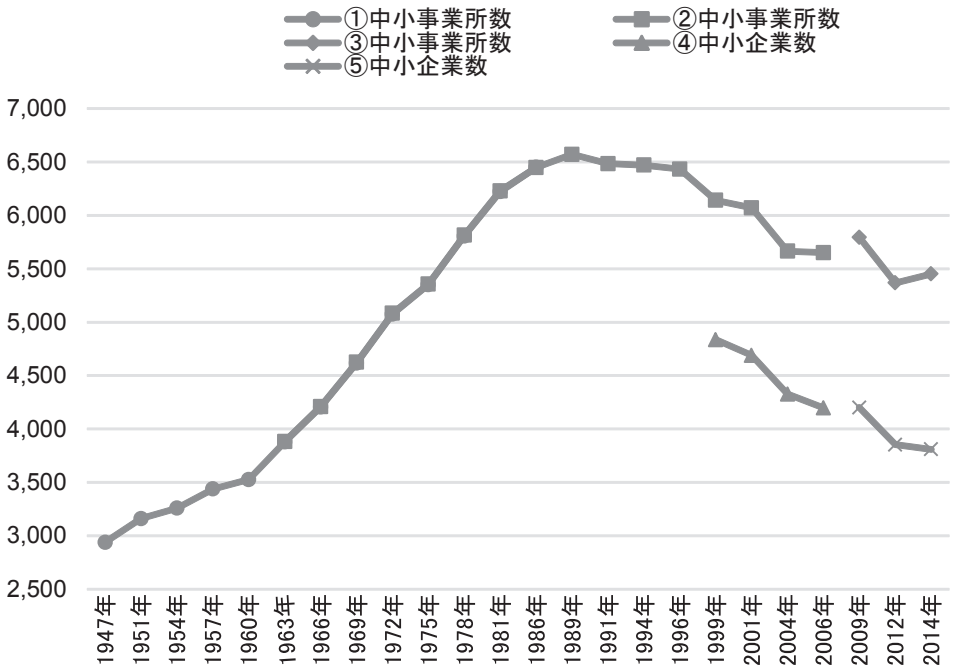

出所：①：通商産業省『通商産業政策史　第17巻　―統計・年表編―』
②・③・④・⑤：中小企業庁「中小企業白書（付属統計資料）」各年版より筆者作成

減少が継続しており，150万以上の中小企業が市場から退場したと推測される。言い換えれば，現代日本の中小企業数は1980年代末を境に傾向的増加から傾向的減少に転化し，現在もその過程にあるということである。つまり，上述の倒産の減少も，廃業の増加がそれを補って余りあり，中小企業の傾向的減少を回避することができていないのである。

このような中小企業の傾向的減少・廃業増加の内容を（表1）「企業数の企業規模別・企業形態別・産業別推移の諸特徴」[4]のように整理し，以下のような諸点を確認することができる。

①企業規模別に中規模企業層の傾向的減少より小規模企業層のそれの方が顕著である。

②企業形態別に会社企業数は微増であるが，個人企業数の減少が顕著である。

③企業形態上の中小企業と連続的位置にある「家内労働者」数は減少傾向，同じくNPO数は増加傾向にある。

④産業構造的に中小企業数の比重は鉱工業・商業から広義のサービス業に移動している。

⑤以上は，先進国を中心に国際的に見て中小企業数の特定の時期からの明確な減少という意味では特異な様相を示している[5]と言ってよい。

（2）「国民経済力」の後退

このような経過をたどる中小企業の傾向的減少・廃業増加は以下の諸問題を生み出している。すなわち，

①中小企業に従事してきた多数の人々が雇用・就業・経営の場を喪失したというばかりではなく，中小企業全体の就業・雇用吸収力が低下した。また，就業・雇用の「世代的・年代的差異」を拡大し，「格差」の問題を「世代・年代」ごとに特異にし，その複雑化を促進した。

②戦後日本においては，大企業を中心に一般的に企業内労働訓練制度等により労働力形成がなされ，後述する大企業と中小企業の一体的な企業構造にあって，大企業の技術・管理知識が中小企業に伝播し，伝統的な職人・商人の「修行」制度と相まって，「学歴」の不足を補填する機能があった。このことが中小企業における自発的・自律的な労働力形成の基礎になっていた。しかし，大企業と中小企業の一体的な企業構造の後述する「解体」を背景として中小企業の傾向的減少・廃業増加によってその機能が弱化し，産業構造の網羅性・稠密性の崩壊も進行し，「イノベーション」の国民的基盤が脆弱化した。

③中小企業が依存する地域・中小企業金融機関の衰退を促進し，後者は前者に反作用しつつ，1990年代以降の金融機関の再編・金融危機等の問題性とも相まって悪循環の様相を呈している。かつまた，中小企業の納税における役割が低下し，税制改革の困難・財政問題がさらに深刻化し，結果的に中小企業政策の財政的基盤を縮小させている。

④中小企業の政治的発言力を低下させ，日本経済における経済政策の現実的基盤を動揺させており，日本経済総体における競争機能を弱化し，独占機能を強化し，寡占化を拡大している。

⑤以上は，総じて日本経済において国民一人ひとりが産業における拠点を構築することによって生活を支える経済基盤，「国民的経済力」を後退させている。

ここでは，上述のうち，①についてのみ若干付言しておこう。

まず，中小企業の就業・雇用能力の低下についてである。（表2）「事業所規模別従業者増減数」から理解されるように，中小企業は戦後一貫して大企業に勝る就業・雇用吸収力を維持してきたが，1990年代以降，急激にその能力を低下させ，その後は逆の作用を果たしている。つまり，敗戦直後，ドッジ不況，石油危機，「バブル崩壊」等々の経済危機における大企業の雇用の削減によって生み出された膨大な労働力を中小企業は吸収してきたが，1980年代以降の労働改革と1990年代の大企業における「日本的経営」の「改革」にともない「閉鎖的」な大企業労働市場が部分的に「開放」され，それが非正

表１　企業数の企業規模別・企業形態別・産業別推移の特徴

	傾向的増加の頂点		頂点以後の傾向	直近調査時		
	頂点年・年度	数(a)		年・年度	数(b)	増減率(b/a・%)
①事業所規模別事業所数（1947年－2014年）						
1 ～ 4人	1986年	4,474,432	傾向的減少	2014年	3,225,428	▲ 27.9
5 ～ 9人	1996年	1,261,084	傾向的減少	2014年	1,090,283	▲ 13.5
10 ～ 29人	1996年	931,642	傾向的減少	2014年	881,001	▲ 5.4
30 ～ 49人	1996年	172,907	傾向的減少	2014年	161,096	▲ 6.8
50 ～ 99人	1996年	102,110	横ばい	2014年	101,321	▲ 0.8
100 ～ 299人	1996年	48,718	横ばい	2014年	49,065	0.7
300人以上	1996年	11,176	漸増	2014年	12,247	9.6
②企業形態別企業数						
会社企業（1960年－2014年）	1996年	1,674,465	漸増の後横ばい	2014年	1,730,622	3.4
個人企業（1960年－2014年）	1981年	4,177,683	傾向的減少	2014年	2,089,716	▲ 50.0
「家内労働者」数（1970年－2012年）	1973年	1,844,400	傾向的減少	2012年	113,027	▲ 93.9
NPO 数（1998年度－2015年度）	2015年度	51,862	漸増予想	2015年度	51,862	－
③（参考）産業大分類別事業所数（1947年－2014年）						
鉱業	1957年	10,065	傾向的減少	2014年	1,977	▲ 80.4
建設業	1996年	646,956	傾向的減少	2014年	514,841	▲ 20.4
製造業	1986年	870,433	傾向的減少	2014年	483,762	▲ 44.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1966年	8,151	傾向的減少	2014年	4,429	▲ 45.7
運輸・通信業	2009年	222,047	傾向的減少	2014年	198,636	▲ 10.5
卸売・小売・飲食業	1986年	3,026,868	傾向的減少の後横ばい	2014年	2,104,154	▲ 30.5
金融・保険業	1996年	107,390	傾向的減少	2014年	86,693	▲ 19.3
不動産業（1947年－2006年）	2001年	326,714	横ばい	2014年	－	－
不動産業＋物品賃貸業（2009年－2014年）	2009年	407,513	傾向的減少	2014年	383,956	▲ 5.8
サービス業	2001年	1,678,443	横ばい	2014年	1,673,311	▲ 0.3

注：個人企業：1960年－2006年個人事業所数
　　：2009年－2014年個人事業者数
　会社企業：1960年－2006年株式・有限・合名・合資・相互会社
　　：2009年－2014年株式
　NPO 数：認証法人数＋認定法人数
　認証法人：特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した法人
　認定法人：認証法人のうち「認定」を受け税法上の優遇措置を受けることができる法人
出所：①：1951年－2006年総務省統計局「経済データ・日本の長期統計系列」
　　：2009年－2014年総務省統計局「経済センサス」
　②会社企業・個人企業：1960年－2006年総務省統計局「長期統計系列」
　　：2009年－2014年中小企業庁「中小企業白書」「付属統計資料」より筆者作成
　③：図１に同じ
資料：①：1951年－2006年総務庁統計局「事業所統計」「事業所・企業統計」
　　：2009年－2014年総務省統計局「経済センサス」
　②「家内労働者」数：厚生労働省「家内労働概況調査」
　② NPO：内閣府「NPO 統計情報」
　③：図１に同じ

表２　事業所規模別従業者増減数

	大事業所	中小事業所
1947－1951年	▲ 492,583	1,402,747
1951－1954年	72,596	1,391,804
1954－1957年	▲ 57,930	2,021,400
1957－1960年	1,748,608	1,825,811
1960－1963年	275,443	3,809,654
1963－1966年	679,764	3,154,715
1966－1969年	1,307,887	2,544,369
1969－1972年	848,549	3,017,134
1972－1975年	▲ 279,151	1,126,444
1975－1978年	▲ 104,774	2,759,041
1978－1981年	552,080	2,872,667
1981－1986年	313,313	2,961,721
1986－1991年	2,058,616	3,737,987
1991－1996年	1,351,361	1,093,282
1996－2001年	▲ 1,767,567	▲ 788,312
2001－2006年	986,392	▲ 1,720,178
2009－2014年	92,897	▲ 1,084,182
	人	人

出所：図２と同じ。筆者算出。

規雇用等の雇用形態の拡大を促進する結果となったのである。

さらに，国民勤労層における「世代的・年代的差異」が拡大した。とりわけ，その就業・雇用の世代別・年代別差異が拡大し，「格差」の問題を「世代・年代」ごとに特異にし，その複雑化を促進した。たとえば，「国勢調査」における「人口の労働力状態」の時系列（1980年－2015年）データを利用して，いかなる世代がどの年代にどれほどの失業率に直面したかを整理した（**表３**）「世代別・年代別労働力人口の失業率」によれば，次のことが理解できる。

まず，各世代は「15～19歳」の年代を除くと1990年以降共通して失業率の上昇に直面した。その1990年時点において「1931～1935年生」世代は「55～59歳」で定年直前であり，一番若い「1961～1965年生」世代は「25～29歳」で就職して間もない時期であった。その後，失業率は各世代とも上昇していくが，その頂点は世代順と年代順とが一致しており，旧い世代ほどその時点での年齢は高く，新しい世代ほどその年齢が若くなっている。

このような各世代の各年代における雇用の困難・危機は，各世代固有の雇用の問題を担うこととなり，上述した「国民的経済力」の後退の諸問題におけるそれぞれの世代の経験はその後の生活に深刻な影響を及ぼしたことが推測される。また，同表で分析した期間の各世代の範囲に限定すれば，1990年代を境に，それ以前では経済状況が悪化した場合，世代ごとに企業の雇用対応は異なった面があるが，それ以降ではそのような対応は見られず，各世代に区別のない雇用上の困難が浸透するようになったことも明らかである。

さらに，その後の「1966～1970年生」世代以降の各世代は近年の「労働力不足」を含むさらに差異の著しい年代別の失業率の変化に直面するのである。それは雇用・就業の「世代別・年代別差異」を一層顕著なものにしていると言わなければならない。

（３）背景と要因

さて，以上の中小企業の傾向的減少・廃業増加とその諸問題の発生の背景ないしは要因は何であろうか。まず，強調しなくてはならないことは，それが，しばしば強調される“少子高齢化に伴う人口減少”ではないということである。もとより，人口減少もしくは労働力人口減少が先行して一定の期間をおいて中小企業の傾向的減少・廃業増加が遅行する場合には，論理的に前者を後者の背景ないしは要因とすることは想定しうる。しかし，現代日本の現実においては，前者の開始時期と後者の開始時期とは，前後が逆の位置にあり，加えて両者の間には20年近くの時間的間隔があり，人口減少もしくは労働力人口減少を中小企業の傾向的減少・廃業増加の主要な背景あるいは要因と考えることには無理がある。とはいえ，今後前者が後者を加速する

ことは予想されうるが，労働力政策，育児政策，移民政策などの諸政策の動向如何によっては人口動向が変化することもありうるのであり，そもそも，人口の動向と中小企業存立のそれを直結し，因果関係を判断することには慎重であるべきである。

また，1980年代末から1990年代初頭の期間における「バブル」の発生・崩壊を契機とする経済の低成長率の継続を中小企業の傾向的減少・廃業増加の背景・要因とする見方もありうるが，経済成長率と中小企業数の増減率との相関関係や因果関係を単年度単位で実証的に正確に見いだすことは困難であろう。また，経済成長率のある水準の継続性によって説明することも容易なことではないであろう。したがって，一般的に，中小企業の減少率や廃業増加を直接に経済成長率の高低・継続によって説明することは適切ではない。

さらに，一番強調されてきたとも言える見解は，企業間競争における「新陳代謝」論である。同論は，中小企業数の減少があったとしても，それ自体は市場経済である限り必然であり，中小企業数の推移そのものに対する関心を必要としておらず，その傾向的な減少も特段問題としない見方である。資本主義経済の動態的過程は止むことなく常に企業の存立を揺るがしているから，そのこと自体を指摘することは誤りでないにしても，現に進行する中小企業の存立状況を具体的に分析することなく，一般論としてそれを主張することは現実の理解を弱めるだけでなく認識の誤りに導く可能性も高いであろう。現に，廃業の増加における「黒字経営」中小企業の廃業の多数存在は同論の単純な適用では説明できない現象である。

以上のような意味において，中小企業の傾向的減少・廃業増加の背景については，むしろ中小企業の傾向的増加が継続していた戦後長期の期間に，なぜ中小企業が増加的に存立を実現してきたかという問題意識がまず必要である。なぜなら，戦後過程における日本経済の置かれた歴史的な位置が中小企業に固有の存立条件を与えていたからである。ここでは実証的分析の詳細を提示できないが，筆者は，次のように説明できると考える。

すなわち，戦後日本の中小企業は，「下請制」「流通系列化」「問屋制」等を構成要素とする産業組織，そしてそれらの産業組織の多様な組み合わせからなる「企業城下町」「輸出地場産業」「伝統産業」「町工場」「商店街」などの地域的組織に強くあるいは緩やかに組み込まれて存立を実現し，しかもそれらの組織は「中小企業金融機関」「中小企業税制」「中小企業施策」などの政策的諸制度によって維持されていた。つまり戦後の中小企業はそれら組織と制度を存立基盤としてきたのである。それらは一口に大企業と中小企業の「一体的」関係，戦後日本固有の

表３　世代別・年代別労働力人口の失業率

世代（誕生年間）	失業率上昇開始年	同左年齢	同左失業率	失業率頂点	同左年齢	同左失業率
1931 ～ 1935年生	1990年	55 ～ 59歳	3.5	1995年	60 ～ 64歳	11.36
1936 ～ 1940年生	1990年	50 ～ 54歳	2.0	2000年	60 ～ 64歳	10.22
1941 ～ 1945年生	1990年	45 ～ 49歳	1.7	2005年	60 ～ 64歳	9.44
1946 ～ 1950年生	1990年	40 ～ 44歳	1.9	2010年	60 ～ 64歳	10.33
1951 ～ 1955年生	1990年	35 ～ 39歳	2.1	2010年	55 ～ 59歳	7.23
1956 ～ 1960年生	1990年	30 ～ 34歳	2.2	2010年	50 ～ 54歳	5.68
1961 ～ 1965年生	1990年	25 ～ 29歳	2.8	2010年	45 ～ 49歳	5.74

注：①失業率＝完全失業者数／労働力人口
　　②対象：男子
資料：総務省統計局「国勢調査」「人口の労働力状態・就業者の産業・職業」より筆者算出・作成

経済・産業構造であって，その総体の構造においても，各組織・各制度の構造においても，それぞれ内的な諸矛盾（「大企業相互の競争と独占」および「大企業による中小企業の体系的制度的利用形態」と総括される「大企業の中小企業に対する支配と共存」）を胚胎し，かつまた，外的な諸条件（日本の戦後的･国際的な政治的･経済的諸関係＝世界の「冷戦構造」･日本の「対米従属」・アジア諸国の「新植民地主義・低開発状況」などによる，国内市場の確保および海外市場の拡大）によって規定され，かつ，形成･拡大してきたのである。戦後日本経済の高い成長率の実現は，このような経済・産業構造の内的諸矛盾を包含しつつ，外的諸条件に対応してきた結果であり，からくも80年代までは保持されてきた。それゆえに，その過程は中小企業の存立・成長の実現ばかりでなく中小企業数の傾向的増加をも基本的特徴としてきたのであった。しかし，外的諸条件が徐々に，やがては劇的に変化し，それに伴う日本の大企業・都市銀行の海外進出によって，従来の大企業と中小企業の「一体的な」関係，上述した中小企業の各組織と各制度は基本的には「解体」が進行した。

要するに，中小企業の傾向的減少・廃業増加の背景は1990年代以降の日本経済の基本的構造の転換として理解しなくてはならないのである。そして，それは，戦後世界を根本的に規定していた「冷戦構造」が崩壊し，それに伴い世界経済が一挙に「グローバル化」したこと，そして，日本では大企業の海外生産化が同じく一挙に本格化したことを直接の契機として指摘することができる。すなわち，大企業の海外生産化は1980年代までの日本の経済・産業の戦後的構造を一挙に「解体」し，中小企業は従来の存立基盤を喪失したのであった。

以上の背景のもとで，中小企業の傾向的減少･廃業増加は次のような具体的な要因が働いていたことを指摘できるだろう。ここでは，２点のみを指摘しておきたい。

第１の要因は，今日の大企業による，ITC，AI等を率先的に活用した既存産業分野に対する参入行動の増大である。それは大企業のグローバル経営の進展と相互促進的に作用している。かつて，大企業は大規模生産・経営に有利な分野に主として存立し，新規分野であっても同様の性格の分野に進出した。それゆえ，残余の多様な分野が中小企業の分野とされてきたが，今日ではまったく様相を異にしている。すなわち，現代日本のいかなる分野であっても，内外の大企業の参入の可能性・現実性がある時代となったと言わなくてはならない。その意味で，既述の戦後日本の大企業と中小企業の「一体的な」関係の「解体」後，中小企業は従来の存立基盤を喪失したばかりでなく，新たな喪失の可能性に直面することになったのである。その経路は，多様であって，市場競争を通じた駆逐ばかりではなく，M＆Aや資本参加などが含まれ，いわゆる「スタート・アップ」企業への大企業からの投資の集中現象などはそのような状況の反映である。

しかしながら，このような状況は，一方で，今日のグローバル展開する大企業製品の画一化，無個性化を促進すると同時に，他方で，中小企業の創造的な科学・技術そのもの，そして，中小企業の在来性・伝統性，グローバルな諸国民の多様な文化をも胚胎する製品の希求を誘発している。それゆえ，大企業の参入可能性の拡大は短期的には衝撃的な性格を持つが，中小企業が持ちうる科学・技術の発展の可能性は中長期には展望のあることを逆に証明していることも認識しなければならない。

第２の要因は，中小企業の傾向的減少・廃業増加に対する政策的経験が欠如していたことである。戦後長期に継続した中小企業の傾向的増加の時期には中小企業の創出政策，創業政策は存在しなかったし，その必要も無かった。むしろ，中小企業の傾向的増加による中小企業の「過多」「夥多」に対する懸念が恒常的に存在し，しばしば強調された。そのため，中小企業の傾向的減少の開始以来ほぼ30年を経過しているが，

事態の問題性も，その政策的対応の必要性も軽視されてきたということができる。中小企業数の減少についての問題意識を若干含意していた1999年の中小企業基本法の「抜本改正」に際しても，創業政策さえ促進されれば事態は容易に解消されると考えられていたと言ってよい。そしてまた，創業の政策上の目標数の実現が未達であるその後および現在の状況の中で，廃業増加の原因が性急かつ表層的に専ら中小企業経営者の高齢化とその後継者の不足という状況に短略され，中小企業の存立そのものの究明とその変動に対する政策，政策的対応のあり方にまで議論が深化されないままで経過している。

それゆえ，注目される「黒字経営」中小企業経営者の廃業への意思形成が，企業承継税制上の負担の大きさやM&Aの知識の欠如を主たる要因とするものではないことも改めて強調しなければならない。中小企業の傾向的減少・廃業増加の主体的原因は，廃業の意向を持つ中小企業経営者・個人事業者自身の創業・事業継承の動機とその基盤となった時代背景，そしてその後の経営経験の蓄積のうちに求めなければならない。

そのことについて，概略のみ述べるならば，現代日本の圧倒的多数の中小企業は，戦後日本経済における「窮迫的自立」[6]と「開業独立」[7]の形態による創業者とその事業継承者を経営者とする企業群であり，彼らの経営体験によって経験され，蓄積されてきた認識･経験知･“思い”などが凝縮された経営体として存立している。それゆえ，中小企業の傾向的減少・廃業増加の究明とその問題の解決は，現代日本の存立企業そのものの戦後の史的展開における特異な経営体としての特質[8]の究明が必要であり，それを通じてこそ可能であり，その存在の将来も展望されえると考えなければならない。

さて，以上に述べきたことを踏まえるならば，われわれは，中小企業の傾向的減少・廃業増加およびそれによって生み出される諸問題を解決し，「国民的経済力」の後退を回避し，さらには，克服する方向性，いわば「国民経済力」を再建する道はあるだろうかという問題に直面していることになる。とはいえ，その道の探求は他でもない中小企業の傾向的減少・廃業増加という事実そのもの，その諸特徴のさらなる究明のうちに求めなくてはならない。そして，そのような究明によって示唆される方向性を抉り出さなくてはならない。それゆえ，以下では，既に指摘した中小企業の傾向的減少・廃業増加の内容の諸特徴のうち，とりわけ，法人企業・広義のサービス業の動向に注目し，それらの分析を深めることにしよう。

2　企業構造と中小企業の「新時代」

（1）法人企業構造

現代日本における法人企業の規模別構造を，財務省「法人企業統計調査」，あるいは，国税庁「法人税」関連統計に求めて検討しよう。

まず，「法人企業統計調査」の時系列（年度）データベースから法人企業数として「母集団（当期末）」[9]を採用しよう。最初に，1975年度以降の資本金規模別法人企業数の動向を確認する。その際，資本金規模を「１千万円未満」「１千万円以上１億円未満」「１億円以上10億円未満」「10億円以上」の４分類とし，それぞれに小規模企業，中小企業，中堅企業，大企業の概念を当てはめることにする。まず，金融業・保険業を除く全産業の法人企業の推移を示した（図３a）「資本金規模別法人企業数」からそれらの増減の諸傾向を見てみよう。

なお，「１千万円未満」[10]の法人企業数の1990年代において変則的な動向が見られるが，それは，最低資本金制度に関わる次の事情によるものである。すなわち，1980年代まで有限会社の「最低資本金」は10万円，株式会社のそれは形式上無く，実質35万円[11]であった。ところが，1990年に商法の一部改正によって「最低資本金」が有限会社３百万円，株式会社１千万円に引き上げられ，その実現まで５年間の猶予が与えら

図３a　資本金規模別法人企業数

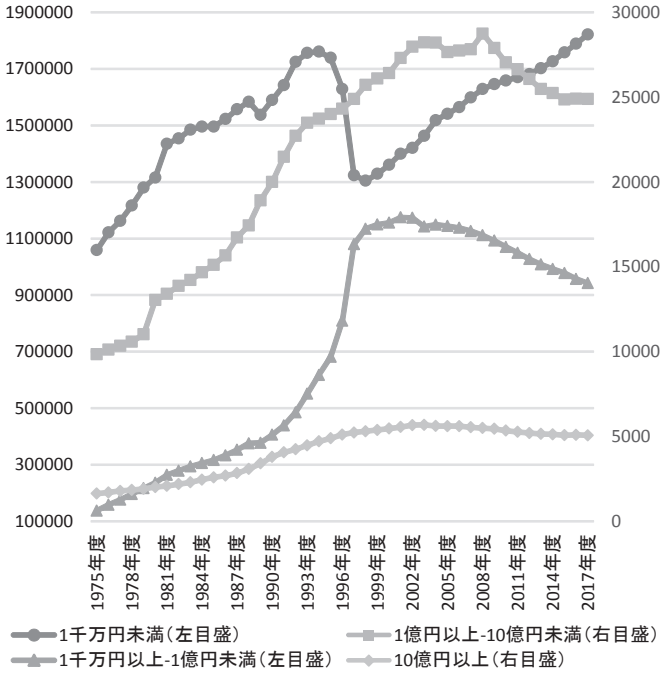

資料：財務省「法人企業統計調査」より筆者作成

図３b　資本金規模別法人企業構成比（%）

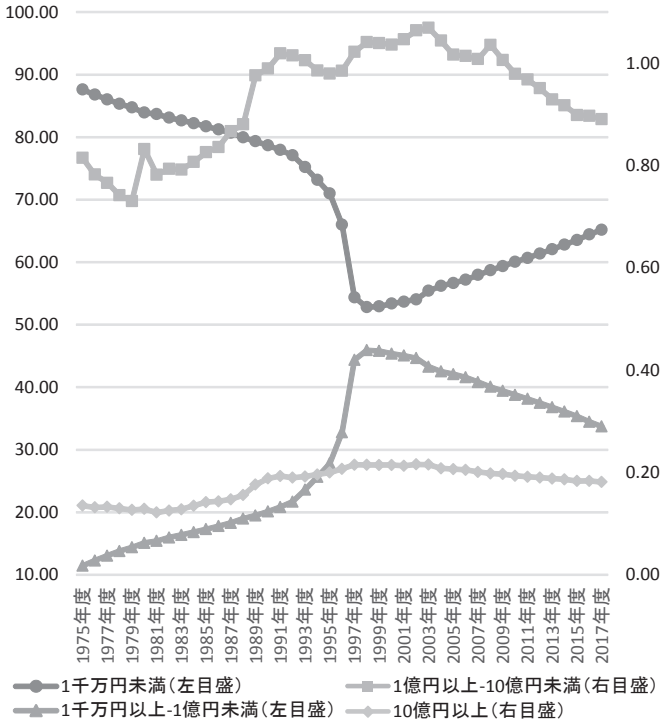

資料：図３a に同じ

れた。つまり，上の変則的な動向は，そのような経緯に対する既存の有限会社，株式会社の対応状況を反映した結果なのである。また，2005年に商法の「会社編」を含む会社法の制定によって「最低資本金」が１円以上に改められ，「最低資本金制度」は事実上廃止された。このような過程での小規模法人企業数の動向は1980年代までの傾向が1990年の「最低資本金」の大幅な引き上げによって一時中断したものの，その後回復し，2005年の同制度の廃止がさらに回復を後押ししたと考えられる。

さて，（図３a）によれば，「１千万円未満」の法人企業数のみが1999年度以降も明確に増加を継続しており，「１千万円以上１億円未満」「１億円以上10億円未満」「10億円以上」の法人企業数は，それぞれ2000年度前後，2008年度，2003年度を頂点に増加から減少に転化し，減少を継続している。さらにまた，それぞれの資本金規模の法人企業数の全法人企業に占める“割合”（構成比）の推移を示す（図３b）「資本金規模別法人企業構成比」から，実数の場合と同様の傾向が認められるが，注目すべきことは「１千万円未満」の法人企業がその割合を1990年代半ばからそれ以前長期の縮小傾向を増大傾向に転換させていることである。

そこで，さらにこの「１千万円未満」法人企業の業種ごとの推移を把握するために，産業小分類が同一である2009年度と2016年度とにおける業種全規模の法人企業数

表４　資本金１千万円未満法人企業数の業種別増減数の推移

（単位　社）

		業種趨勢	業種別全規模		１千万円未満趨勢			１千万円未満割合		
		判断	2009年度	2014年度	判断	2009年度	2014年度	判断	2009年度	2016年度
製造業	食料品製造業	減少	47227	45869	増加	25037	25937	拡大	53.01	56.55
	繊維工業	減少	37106	30699	減少	18653	16290	拡大	50.27	53.06
	木材・木製品製造業	減少	12078	10023	減少	6081	5065	拡大	50.35	50.53
	パルプ･紙･紙加工品製造業	減少	8443	7319	減少	3460	2982	不変	40.98	40.74
	印刷・同関連業	減少	32132	26049	減少	16674	13455	縮小	51.89	51.65
	化学工業	減少	11243	10712	増加	3308	3580	拡大	29.42	33.42
	石油製品・石炭製品製造業	減少	827	795	増加→減少	302	309	拡大	36.52	38.87
	窯業・土石製品製造業	減少	15226	13210	減少	6795	6025	拡大	44.63	45.61
	鉄鋼業	減少	7059	6252	減少	3417	3049	縮小	48.41	48.77
	非鉄金属製造業	減少	3206	2759	減少	1288	1110	不変	40.17	40.23
	金属製品製造業	減少	50213	43844	減少	26737	23209	縮小→不変	53.25	52.94
	はん用機械器具製造業	減少	10844	9774	減少	4965	4576	拡大	45.79	46.82
	生産用機械器具製造業	減少	33156	29610	減少	17325	15801	拡大	52.25	53.36
	業務用機械器具製造業	減少	10320	8932	減少	4819	4210	拡大	46.70	47.13
	電気機械器具製造業	減少	15957	13636	減少	6554	5666	拡大	41.07	41.55
	情報通信機械器具製造業	減少	16759	14612	減少	7538	6887	拡大	44.98	47.13
	自動車・同附属品製造業	減少	11702	10307	減少	6383	5504	縮小	54.55	53.40
	その他の輸送用機械器具製造業	減少	4903	4826	増加	2697	2859	拡大	55.01	59.24
	その他の製造業	減少	65328	61222	減少→横ばい	36890	36381	拡大	56.47	59.42
非製造業	農業，林業	増加	18625	23635	増加	14742	19130	拡大	79.15	80.94
	漁業	減少	4134	4051	横ばい→増加	3008	3083	拡大	72.76	76.10
	鉱業，採石業，砂利採取業	減少	4357	3729	下降	1669	1473	拡大	38.31	39.50
	建設業	減少→増加	479556	461710	下降→増加	295482	303516	拡大	61.62	65.74
	電気業	横ばい→増加	337	6229	横ばい→増加	79	5294	不変→拡大	23.44	84.99
	ガス・熱供給・水道業	増加	553	825	増加	138	385	拡大	24.95	46.67
	情報通信業	増加	100109	112077	増加	55287	71524	拡大	55.23	63.82
	陸運業	減少	64005	62537	増加	30035	31674	拡大	46.93	50.65
	水運業	減少	4649	4093	減少	1761	1606	拡大	37.88	39.24
	その他の運輸業	減少	13650	12248	減少	5609	5272	拡大	41.09	43.04
	卸売業	減少	287714	264506	増加	120558	124199	拡大	41.90	46.96
	小売業	減少	387533	361845	減少	264155	257374	拡大	68.16	71.13
	不動産業	増加	299818	321361	増加	178811	207086	拡大	59.64	64.44
	リース業	減少→横ばい	12837	11758	減少→増加	7278	7036	拡大	56.70	59.84
	その他の物品賃貸業	減少	5367	5078	減少→増加	3250	3227	拡大	60.56	63.55
	宿泊業	減少	23226	21549	増加→減少	13266	13128	拡大	57.12	60.92
	飲食サービス業	増加	120548	125615	増加	93571	103179	拡大	77.62	82.14
	生活関連サービス業	増加	83494	96816	増加	61225	76252	拡大	73.33	78.76
	娯楽業	減少	35708	33937	増加	19232	20565	拡大	53.86	60.60
	広告業	増加	35438	36393	増加	20162	24042	拡大	56.89	66.60
	純粋持株会社	増加	781	3211	増加	257	1544	拡大	32.91	48.08
	その他の学術研究，専門・技術サービス業	増加	185071	216073	増加	118439	156475	拡大	64.00	72.42
	医療，福祉業	増加	32748	51560	増加	26435	44005	拡大	80.72	85.35
	教育，学習支援業	増加	19478	22277	増加	13428	16753	拡大	68.94	75.20
	職業紹介・労働者派遣業	増加	19088	20487	増加	10722	12069	拡大	56.17	58.91
	その他のサービス業	横ばい→増加	139359	141934	増加	88524	95992	拡大	63.52	67.63

資料：総務省統計局「経済センサス　基礎調査」（2009年・2014年）より筆者作成

を比較して見た（表４）「資本金１千万円未満法人企業数の業種別増減数の推移」から，次のような動向が見出される。すなわち，採用できる業種の47業種のうち，業種別全規模の法人企業数の趨勢が一貫して増加した業種が12業種，その割合は26.67％であり，また，その増加に「減少→増加」および「横ばい→増加」を加えるとそれぞれ15業種，33.33％である。製造業すべての業種で全規模法人数の合計は減少しており，その増加は非製造業に属する業種に限られている。しかし，「一千万円未満」の法人企業の場合，増加業種が19業種，42.22％であり，「減少→増加」および「横ばい→増加」を加えると23業種，51.11％に上る。製造業のみにおいても３業種が加わっている。さらに，「一千万円未満」規模の法人企業数の全規模のそれに占める割合を見ると，39業種で拡大し，86.66％に及んでいる。特に，業種全規模における実数が減少しているにも関わらず，「一千万円未満」の実数が拡大している業種が６業種，13.33％，業種の実数が増加している中で「一千万円未満」の実数が増加している業種が11業種，24.44％である。

以上の検討から，次のような意味を汲み取ることができる。すなわち，中小企業が総数として減少する過程で，個人企業の比重が減り，法人企業のそれが増している状況において，非製造業を基本に小規模法人企業の実数が増加しており，しかもその全規模法人企業数に占める割合が従来の縮小から拡大に転化している。つまり，その意味では小規模法人企業の存立は歴史的変化が進行していると言えるであろう。

とはいえ，その場合，小規模法人企業の実数の増加，割合の拡大に地域的偏差が大きいのではないかとの疑念があるかもしれない。特に「東京一極集中」の進行による影響が指摘されるであろう。そこで，「資本金１千万円未満」の法人企業の都道府県間の分布の偏差と「資本金10億円以上」の法人企業のその偏差とを比較するために，国税庁「法人税」における都道府県別法人数（2011年度－2016年度）によって「ジニ係数」を算出した[12]（表５a）「法人企業資本金規模別・都道府県別分布」から，次のような事実が見出される。①「資本金１千万円未満」の法人企業の都道府県別存立分布は「ジニ係数」で0.54台を継続しており，「資本金10億円以上」の法人企業のそれが0.78台であることと比較して低い水準にあることが確認できる。すなわち，小規模法人企業の存立の地域的偏差が大企業のそれに比較して相対的に小さいことを意味しているのである。そして，②上記の期間の「ジニ係数」の変動はほとんど見られない。また，東京都への集中度を算出した（表５b）「法人企業資本金規模別東京都集中度」によれば，③「１千万円未満」法人企業は同じ期間20％前後にあるが，「10億円」法人企業は54％である。また，④双方ともやや上昇気味ではあることが注意されるが，ほぼ横ばいと判断するのが適切であろ

表５a
「法人企業資本金規模別・都道府県別分布」

ジニ係数

	1千万円未満	10億円以上
2011年度	0.5405	0.7862
2012年度	0.5412	0.7841
2013年度	0.5416	0.7803
2014年度	0.5421	0.7821
2015年度	0.5435	0.7821
2016年度	0.5448	0.7811

資料：国税庁「法人税」より筆者作成

表５b
「法人企業資本金規模別東京都集中度」

東京都集中度（％）

	1千万円未満	10億円以上
2011年度	19.73	54.78
2012年度	19.77	54.35
2013年度	19.83	54.29
2014年度	19.94	54.74
2015年度	20.09	54.62
2016年度	20.21	54.94

資料：表5a に同じ

う。

したがって，小規模法人企業数の増大，その割合の拡大は都道府県間において存立の偏差を大きく増幅させていると見る必要はなく，都道府県間で比較的に従来の分布を維持していると考えられる。そうだとすれば，各都道府県における小規模法人企業の増加・拡大を維持する経済的基盤は果して存在するであろうか。そのことを明らかにするために，地域経済の状況を検討してみよう。

図４　都道府県間「総生産」「一人当たり県民所得」格差（ジニ係数）

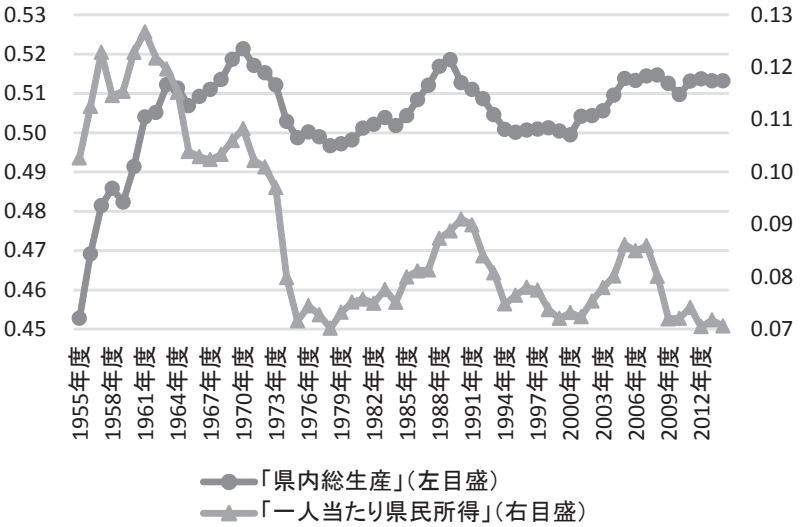

注：参考系列：1955年度－1974年度
　　正式系列：1975年度－2014年度
資料：内閣府「県民経済計算」

（２）中小企業と地域経済

日本経済における中小企業の傾向的増加から傾向的減少への転換の過程の期間，地域経済はどのような展開を遂げたであろうか。

ここでは，包括的に把握するために，次のような方法を採用することにしよう。現在，「国民経済計算」において国際的基準に沿っての整備・改善が順次実施されており，それに準じて都道府県経済に対応する「県民経済計算」も同様に進捗しており，さらに，都道府県毎の「市町村民経済計算」が整備・公表され，利用が容易な電子データの形式で提供されつつある。以下では，ひとまず「県民経済計算」を採用して「地域格差」を中心に「地域経済」の基礎的・統計的分析[13] を試みることにしよう。

その際，「県民経済計算」における「県内総生産」を“当該地域における経済状況”を示す指標として採用し，同様に「一人当たり県民所得」を“当該地域における住民の所得水準”を表す指標として採用しよう。その上で，都道府県間の格差について可能な限り長期の時系列データについて，「ジニ係数」を算出し，その結果を考察することにする。

1955年度から2014年度までの各年度のそれらデータの算出結果（**図４**）「都道府県間「総生産」「一人当たり県民所得」格差」から，以下の項目を確認できる。すなわち，

①都道府県間の「一人当たりの県民所得」の格差そのものの水準は，「県内総生産」のそれよりもかなり低い。言い換えれば，都道府県レベルで見た「地域格差」は経済状況の格差が比較的大きく存在するにも関わらず都道府県間の所得格差はかなり小さい。しかも，両者の差は開いている。

②それぞれの指標は，日本経済の成長と反比例的な動きを示していると考えてよい。すなわち，日本経済の成長率が高い時期には，「県内総生産」「一人当たり県民所得」それぞれの地域間格差は高まり，前者が低い時期には，後二者のそれぞれの格差が低まるということである。

このような事実から注目される問題は，「県内総生産」の格差よりも，「一人当たり県民所得」

の格差が小さいのはなぜかということである。両者の差異の理由の一つは，「県内所得」には，「総生産」に「県外からの所得」が加算されており，「県内所得」の都道府県間の格差は「総生産」のそれより計数の上で是正されている[14]からである。もう一つは「一人当たり県民所得」は「県民所得」を「県人口」で除したものであるから，「県人口」の減少が著しいほど「一人当たり県民所得」が大きく表される側面が指摘されるかもしれない。その点で，（図５）「人口動向と都道府県人口格差」から理解されるように，高度成長期のような（図５）地域的移動（＝大都市圏集中）が急角度に進行した時期には，確かにそのような指摘が妥当するが，1970年代以降の「一人当たり県民所得」の格差の低水準の継続を「県人口」の動向によって説明することは困難であろう。ただし，2000年頃より以降，「県人口」格差の緩やかな拡大があり，その影響は注視しなくてはならない。

以上からすれば，既述の各都道府県における小規模法人企業の増大・拡大は，地域経済の状況にも支持されていると思われる。また，逆に，それは，上述の「県内総生産」の都道府県別格差を縮小し，「一人当たり県民所得」を増大させ，かつまた，「一人当たり県民所得」を確実にさせる可能性を今後に期待させるものであろう。

（３）「国民的経済力」の再建の可能性

以上の検討から明らかにされたように，中小企業の傾向的減少は，近年の廃業増加にともな

図５　人口動向と都道府県人口格差

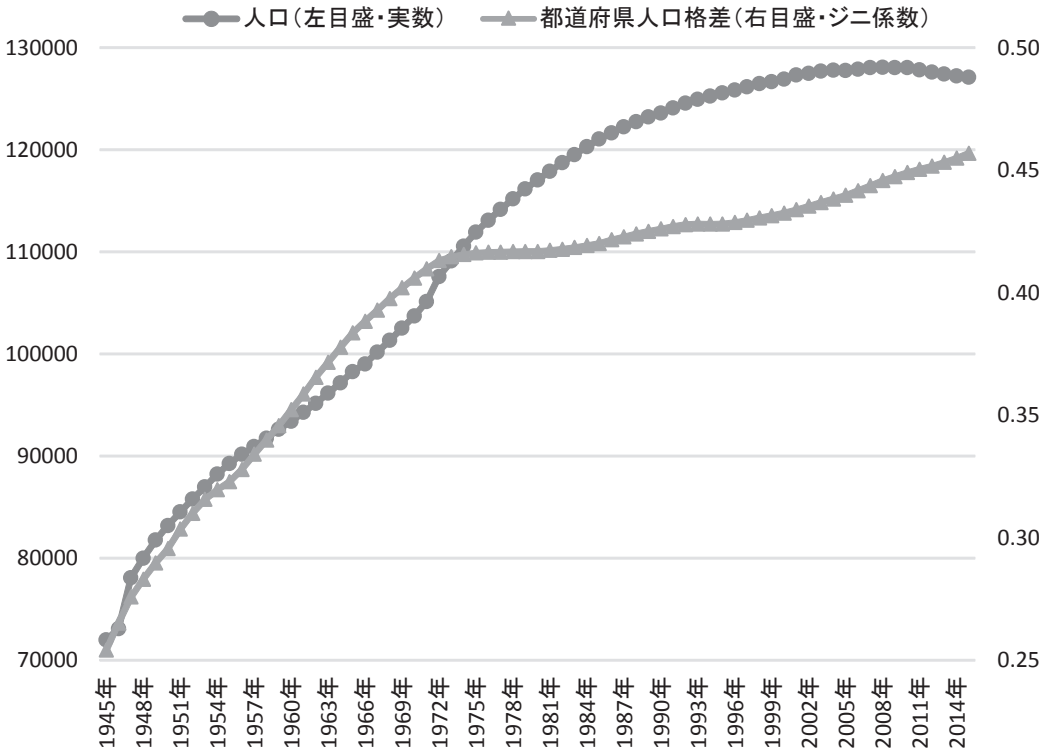

注：1975年度－1989年度：1989年基準
　　1975年度－1989年度：1981年基準
　　1990年度－1995年度：1995年基準
　　1996年度－2000年度：2000年基準
　　2001年度－2014年度：2005年基準
資料：総務省統計局「統計データ」「人口推計」より筆者作成

い「国民的経済力」の後退に拍車を掛ける方向を強めているが，同時に，広義のサービス業や一部の製造業における小規模法人企業の増大・拡大が見られる。このような中小企業における相反する事態は，これまでに明確でなかった中小企業の「新時代」の到来を示していると言うべきであろう。では，中小企業のそのような「新時代」は「国民的経済力」後退を回避し，さらには，その再建となることの見通しと可能性はあるであろうか。

表６　法人企業事業所数・従業者数の都道府県間・都道府県内格差

	都道府県間格差	都道府県内格差
2009事業所数	0.4676	0.6507
2014事業所数	0.4684	0.6548
2009従業者数	0.5016	0.6675
2014従業者数	0.5054	0.6696
うち2009男子従業者数	0.5151	0.6675
うち2014男子従業者数	0.5173	0.6682
うち2009女子従業者数	0.4817	0.6688
うち2014女子従業者数	0.4895	0.6736

注：⑴都道府県内格差は各都道府県内市町村間ジニ係数の都道府県平均値
　　⑵東京都の特別区は市町村とみなして算出
資料：総務省統計局「経済センサス（基礎調査）」2009年・2014年

そのような疑問に答えるために，ここでは上記の見通しと可能性についての留意すべき諸点を検討するという方法を採用してみよう。

第１点は小規模法人企業の増大・拡大が地域的に，すなわち，都道府県間ではなく，各都道府県内においてどのような展開を示しているだろうかということである。ここでは，総務省統計局「経済センサス　基礎調査」の2009年および2014年について法人企業数の事業所数・従業者数（男女）の都道府県間の「ジニ係数」を求め，それと，各都道府県内市町村間のそれぞれの2009年と2014年の都道府県平均とを比較した。すなわち，（**表６**）「法人企業事業所数・従業者数の都道府県間・都道府県内格差」である。そこでは法人企業の資本金規模別分類を顧慮していないが，法人企業数・同事業所数も小規模層が圧倒しているのであるから，地域的偏在を問題にする際の判断に大きな誤りを犯すことはないであろう。

さて，それぞれの「ジニ係数」において，2009年から2014年にかけて若干上昇しているが，横ばいと判断できるであろう。その上で注目されることは都道府県間の「ジニ係数」よりも各都道府県内の「ジニ係数」の全国平均が0.2程度上回っていることである。それは，法人企業事業所数において都道府県間の偏在よりも各都道府県内のそれの方がより大きいということを意味している。それゆえ，先に強調した小規模法人企業の実数とその割合の増加の地域的偏差は，都道府県間では比較的小さいが各都道府県内ではそれより大きいと推察することができる。したがって，全国規模の総体的な小規模法人企業の実数の拡大とその割合の増大を確認した上で，都道府県間での偏差の少なさに注目しつつも，各都道府県内の偏差が目立つことに留意することが重要である。

第２点は，小規模法人企業の経営発展の基盤である「市町村内総生産」「一人当たり市町村民所得」が各都道府県内においてはどのような展開しているのだろうかということである。ここで都道府県毎の「市町村民経済計算」が必要となる。「市町村民経済計算」は現在都道府県毎に作成，公表されており，作成基準はあるものの，厳密には統一的なものでない。その計算の技術的基礎も厳格には統一されていない。このような意味での統一が，一般的には望ましいと考えられるが，地方の特徴が把握されなくなってはその作成，公表の意義も逆に軽減してしまうので，それらの統一の問題はなお検討の

余地を残している。また，現在における作成・公表の進捗も都道府県毎に差異があり，検討時点（2018年８月末）では全ての都道府県の「市町村民経済計算」を獲得することはできない。さらに，データの年次における遡求時点もそれぞれ異なっている。

このような現時点の「市町村民経済計算」の作成・公表の状況の下での検討は，都道府県のうち利用できる形で発表している地域を取り上げることに限定せざるを得ない。このことは，既述した意味での包括的な分析の方針を貫徹できないことになるが，遠くない将来に公表されることが期待されるから，現時点では，可能な限りで収集したデータの範囲で分析を試行し，それ以外については将来に備えることが適切であろう。

さて，上述の指標を算出できた地域について，まず，それらの府県について，2001年度から2014年度までの「市町村総生産」（17府県）およびその「ジニ係数」を算出した（図６a）「府県内市町村内総生産の格差（年度平均）」における13府県毎の市町村間格差（以下，都道府県内格差と略称）のそれぞれの期間平均は，都道府県間のそれより「市町村内総生産」の格差水準の方が２県（茨城県・滋賀県）を除いて大きいことが分かる。また，「（図６b）「県内一人当たり市町村民所得の格差（年度平均）」によれば，同様に「一人当たり市町村民所得」（12県）についても「一人当たり市町村民所得」の市町村間の格差は都道府県間のそれに比較すると３県（島根県・熊本県・兵庫県）を除いてやはり大きいのである。そのような意味で，この17府県以外の都道府県内の「地域格差」も同様の傾向にある場合が多数派を占めることが推察される。さらに加えて，各都道府県内の「市町村内総生産」の格差よりも「市町村民所得」のそれの方が小さいと言える。

このような結果から，多くの都道府県において，都道府県内の地域経済格差は都道府県間のそれよりも大きいと推測される。

第３点は，資本金規模別に見て，実数が増大し，割合が拡大する「資本金１千万円未満」の法人企業の経営内容はどのようであるかということである。先に指摘した1990年以降の「最低資本金制度」の改定の影響が解消し，実数の増大が開始された1998年度から最直近の2017年度までのそれら法人企業の経営内容について若干の指標（データの記載は紙幅の関係で省略）を検討すれば，次のことが指摘できる。

① 各利益率指標のいずれもが，2009年度の「リーマン・ショック」時の急低下を除けば，傾向として，マイナスからプラスへ転化し，その後概ねプラスで上昇している。

② 各利益指標も同様である。

③ 売上高は概ね横ばいあるいは若干低下している。

④ 借入金利子率が2011年度を除けば概ね低下している。

したがって，これらの経営指標の状況から判断すれば「資本金１千万円未満」の法人企業は，経営の基礎である売上高が上記期間必ずしも上昇でないにもかかわらず，借入金の利子負担の軽減に支えられて利益を確保していることが推察される。

以上の留意点から「国民的経済力」の再建の見通しと可能性に対しては，以下の諸点が重視されるべきであろう。

第１点は，都道府県間のように広域の地域における格差だけでなく都道府県内のように広域ではない地域の格差に目を向けるべきであるということである。

第２点は，小規模法人企業の増大・拡大が借入金利子率の低位・低下に支持され，また，公共事業・災害対策を中心とした政策需要（実証データは紙幅の関係で省略）に促進されていることは，現行の金融政策・財政政策の今後の行方に左右される可能性が高いということである。現在，「異次元の金融緩和」の下にある金融政策も金融機関の収益性を困難にしており，当然ながらいわゆる「出口戦略」を必要としている

図６a　府県内市町村内総生産の格差（年度平均）

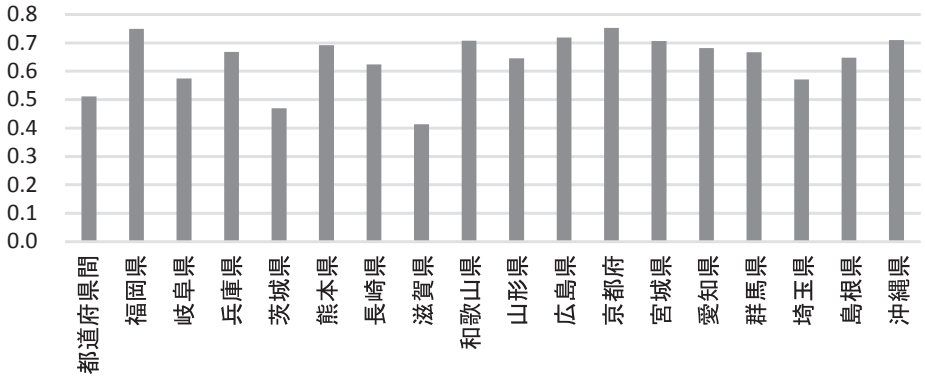

資料：内閣府「県民経済計算」
　　各府県「市町村民経済計算」より筆者作成

図６b　県内一人当たり市町村民所得の格差（年度平均）

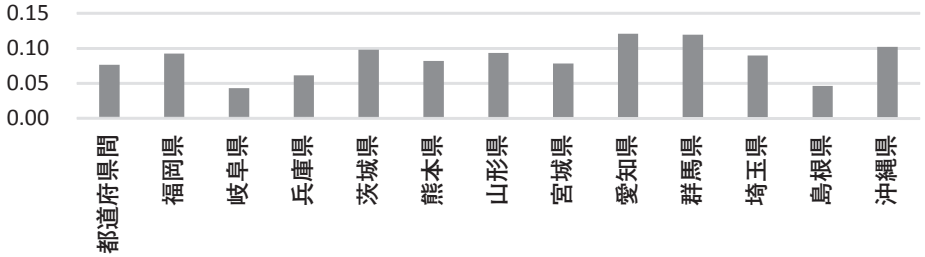

資料：図６a に同じ

が，その際に，中小企業に対する金利上昇等が発生すれば小規模法人企業の増大・拡大は終焉しかねない危惧がある。それゆえ，「出口戦略」時等における小規模法人企業のみならず中小企業に対する金利負担が回避される必要がある。

また，2019年10月に予定される消費税率の引上げが小規模法人企業の増大・拡大を消散させる可能性も残る。

したがって，中小企業の傾向的減少・廃業増加に相反する小規模法人企業の増大・拡大を健全に発展させる方向性は多様な政策的配慮の中でこそ持続可能であると考えられる。したがって，そのような政策の方向性は地域産業政策の充実，それを推進する中小企業振興基本条例（図７）等の地域の総力を向けた取り組みを要請していると言うべきである。

おわりに

以上のように，中小企業の傾向的減少・廃業増加が継続すると同時に小規模法人企業の地域的展開が進行するという一見相反している状況の出現は，その意義およびその留意すべき諸点を含めて，改めて中小企業にとっては「新時代」と言うべき事態の招来である。そのことは，中小企業がようやく高度成長期を中心とする戦後的性格を過去のものとし，同時にその戦後的問題性を克服する時代としての意味をも持っていると言わなければならない。しかも，「中小企業の新時代」の到来は，経済理論的にも，すなわち，中小企業存立に関わる「資本の集積・集中と小資本の存続・新生」の法則[15]の現代的・日本的発現として支持されると言えるだろう。

図７　中小企業振興基本条例制定数（都道府県・市町村計累積数）

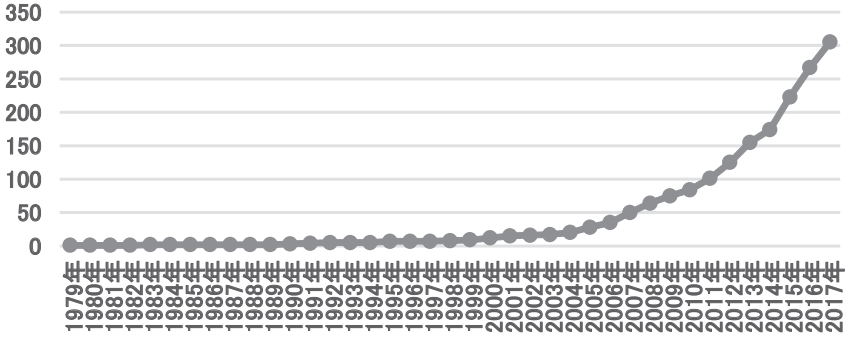

注：2017年11月17日現在
資料：中小企業家同友会全国協議会調べより筆者作成

短期的な観察から提示される成功事例の提示には慎重でなければならない。

第３の課題は，本稿は小規模法人企業の地域的展開を注目したのであるが，個人企業あるいは「自営業」数の減少を当然視してはならないということである。個人企業・自営業はそれ自体としての現代資本主義経済における存在の意味・意義は問うべく論点として残っている。しかしながら，個人企業・自営業の存在は，中小企業総体にとって，とりわけ小規模法人企業にとってなお自らの「苗床」であり，「協力者」である。また，勤労国民の多くにとっては，雇用を失った場合の最後の拠り所でもある。したがって，それらの意味で個人企業・自営業が改めて考察されることは，小規模法人企業の増大・拡大の意義を確かなものにするためにも極めて重要である。本稿では残念ながら言及することはできなかったが，現在の研究成果は，むしろ質量とも豊富である。

第４に，本稿の課題に関わる主体形成の問題である。戦後の中小企業経営者はいかに養成されてきたか，そして，本稿で主張した中小企業の「新時代」においていかに育成されるべきかという問題である。戦後日本の中小企業数の増加を支えたのは，既述のように「窮迫的自立」や「開業独立」のように，多くは中小企業労働者の自営業者への転化であり，その後の事業的継続やその成功によって中小企業経営者へのさらなる転化であった。つまり，中小企業労働者→自営業者→中小企業（法人）経営者という経路であった。したがって，検討すべきは今日において，その経路の可能性や実現性がいかなる

最後に，以上の論旨をさらに明確するために，今後さらに追究されるべき，残された研究課題を列記しておきたい。

第１に，増大し拡大する小規模法人企業が，いったいどのような経営形態でいかなる経営体であるのか，具体的には「ミレニアム世代によるスタート・アップ」企業[16] なのか，新世代による「事業継承」による新展開の企業なのか，「就職氷河期」世代による窮迫的自立型の企業なのか，はたまた，中・高齢者や若者の社会的企業を含むNPO型企業なのか等々が解明されるべき課題である。

第２に，第１の課題を推進するための地域的な政策方向の基本的課題は，各地域において中小企業と住民とが主体として進めなければならないということである。この点の考え方として，周知の「地域内経済循環」論が大方の支持を得ているように思われる。しかしながら，同論が主張されはじめた時期の意味内容と近年支持を得てからのそれとは変化していることが注意される。すなわち，同論が中小企業と住民が主体となってこそ地域発展の意義があるはずであるが，同論の浸透にともない近年盛んに「成功」事例が紹介され，むしろ積極的に大企業の経営力の優位性を前提に議論されている場合が目立ってきている。そこでは，中長期的には大企業の利害の観点が貫徹されかねない状況があり，

ものかということである。

そして，その経路の過去の過程では，自営業者や中小企業経営者の教育，それらの下での労働者の教育はともに乏しいものであった。そのような歴史は，今日中小企業における経営者教育，労働者教育の体系的・制度的取組みが期待される所以である。そして，それは当然にその本格的研究の必要をも要請していると言わなければならない。

筆者は，今後上記の諸課題に取り組むつもりである。

参考文献

伊藤修一郎（2011）『政策リサーチ仮説 検証による問題解決の技法』東京大学出版会，iii+232
大林弘道（2016）「「東京一極集中」と「地方創生」―中小企業の新たな地域間交流・連携の展望―」「企業環境研究年報」第21号，1-21頁
―（2017a）「中小企業数の傾向的減少と「国民的経済力」の後退」『名城論叢』第17巻第３号，1-21頁
―（2017b）「「労働力不足」と中小企業」『中小企業支援研究　別冊』第４号，18-21頁
―（2018）「中小企業の廃業問題と「国民的経済力」の再建」『経済』第270号，135-145頁
岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一（2016）『国際化時代の地域経済学』有斐閣，xiv+326
佐藤泰裕（2014）『都市・地域経済学への招待状』有斐閣，x+204
高岡義幸（2005）「わが国における最低資本金規制の導入と廃止」「広島経済大学経済研究論集」第28巻第３号，33-47頁
仲暁子（2017）『ミレミアム起業家の新ものづくり論』光文社（新書），253

資料

参議院（1995）「荒木清寛　最低資本金制度の適用猶予に関する質問主意書」
参議院（1996）「橋本龍太郎　荒木清寛君提出最低資本金制度の適用猶予に関する質問に対する答弁書」
中小企業庁（2017）「中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会　取りまとめ」
中小企業庁調査室（2018a）「2018年版中小企業白書・小規模企業白書 概要」
中小企業庁（2018b）『2018年版中小企業白書』日経出版
厚生労働省（2016）「労働経済動向調査（平成28年８月）の概況」（表14）
帝国データバンク（2017）「「人手不足倒産」の動向調査（2013年１月～ 2017年６月）」
東京商工リサーチ（2018a）「2017年全国企業倒産白書」
―（2018b）「2017年『休廃業・解散企業』動向調査」

財務省「法人企業統計」各年
総務省統計局「国勢調査」各年
―「経済センサス　基礎調査」各年
内閣府「県民経済計算」各年
府県「市町村民経済計算」各年
国税庁「法人税」各年

注

1）岡田知弘・川瀬光義・鈴木誠・富樫幸一（2016），佐藤泰裕（2014）等。
2）特に伊藤修一郎（2011）を挙げたい。
3）筆者は現時点では次のように考えている。倒産はもちろん廃業も経営活動にとっては“負”の事態である。しかし，倒産と廃業では，その“負”の大きさはたいへん異なっているであろう。また，倒産は通常経営困難の状況を出発点とするだろうけれども，そのことが倒産に至るかどうかは予測し難い。その間経営者は倒産を回避すべく必死の努力を続けるはずである。したがって，倒産は非自発的な場合が圧倒的に多数であろう。その点で，廃業の場合は当事者にとって不本意であるかもしれないが，自発的である面があると考えられる。このようなことを前提に，中小企業の傾向的減少が継続する中で，後述するような背景と要因が存在する限り，経営者自身の当事者としての不本意の気持であっても，廃業を自発的に決意する場合があると思われる。筆者がそうして決意の誘因として，「士業」およびそれに類似する専門職業人の増大とその働きかけがあると考えている。それは，経済における経営上の“悲劇”の減少に寄与していると同時に，“円滑なる倒産”の促進，“負”の縮減への貢献でもあるであろう。したがって，本文にあるように，倒産と廃業の両者を関連させ，合わせて考察することが必要であると考える。
4）中小企業の傾向的減少とその諸特徴の根拠となる詳細な統計データについては大林弘道（2017a）における記載を参照されたい。
5）OECD の発表データによって各国の企業数の推移を筆者が検討してみた限りでは，日本を含め各国共通の何らかの傾向あるいは特徴を直ちに見つけ出すことはできなかった。各国のその推移は非常にまちまちであった。この点の詳細な検討については他日を期したい。
6）「窮迫的自立」とは，失業者や無業者が雇用を求めているにもかかわらず，雇用の機会を獲得できず，主として自らの労働力を「資本」に事業を立ち上げることを指す。いわゆる「都市雑業」において典型的に現れる。戦後日本においては前高度成長期における主要な創業形態を形成していたと考えられる。
7）「開業独立」とは，下請企業労働者がその下請企業を退職して主としてそこでの熟練技能を「資本」

とし，かつまたその下請企業から仕事を受注する再下請企業として独立し開業することである。戦後日本の高度成長期における機械産業で典型的に見られた開業形態である。

8）戦後中小企業の経営体としての特異性は，①「窮迫的自立」による創業とその継承，②「開業独立」による創業とその継承の２類型の間には相違があるが，両者の共通性として中小企業経営者を目指す率先性・自発性がそれほど高くはなかったことにある。もちろん，そこには多大な努力と辛苦，大きな喜びがあった。しかしながら，①においては雇用機会がない，あるいは，失われるという他に選択の余地がない中でやむをえず自営業者等から始めなければならなかった“無念”や②における企業規模別賃金格差の克服という経路での労働者から事業者への転換という“決意”は，容易に語ることのできない心情であった。それゆえにまた，これらの経営体の継承は経済的動機というより「長男」等の家族的論理が最優先されていたのである。

9）ここでの「母集団」は，「法人企業統計」における「我が国の営利法人等」を指す。すなわち，「本邦に本店を有する合名会社，合資会社，合同会社及び株式会社」並びに「本邦に主たる事務所を有する信用金庫」等の金融機関及び相互会社である。（「法人企業統計」の「調査の概要」の定義による）

10）ここでの「１千万円未満」という表現は，正確には「資本金１千万円未満」と書くべきであるが，煩雑になるので，資本金規模を表示するときに，以下，“資本金”を省くことにする。

11）「実質35万円」の根拠は，発行株式の最低発行価額の５万円に発起人の最小数である７人を掛け合わせると35万円になるからである。（高岡義幸（2005），36頁）なお，1990年の商法改正後の経過の事情の一端については，参議院（1995），参議院（1996）に窺われる。

12）「法人企業統計調査」における「母集団（等期末）」による法人企業数については資本金規模の都道府県別データはホームページ上では入手できない。また，国税庁「法人税」に関わる統計は暦年から年度に変更された時期以後を採用している。

13）なお，地域分析を行政区分に従って行うことの意義と限界について，若干指摘しておかなくてはならない。地域分析を行政区分に従って行われてきた理由は，第１に地域の問題が一般には大小あれ，行政区分に従った地域から発せられることが多いからである。特定の行政区分を超える場合，行政区分された単位を合区し，研究対象地域とされ，把握されるのである。第２に，地域から発せられる問題を検討する場合，まずは当該地域の行政資料や公的統計を利用することになるからである。もとより，産業問題や中小企業問題は行政区分とは関係なく出現する。したがって，それらを検討するためには行政区分を合区ないし分区して，行政資料などの利活用を行うということになる。

14）この点については，さらに，企業会計制度，企業税制，地方財政制度に関わる諸問題が検討されなければならない。

15）ここでは詳論はできないが，資本主義経済は，“市場拡大”や“技術革新”の展開を通じて，一方では「資本の集積・集中」によって企業規模が拡大し，中小企業の存立を困難にするが，他方では「小資本の存続・新生」によって多様な規模・分野が分割・誕生し，中小企業の存続や創業を促進するという考え方を指す。

16）たとえば，仲暁子（2017）参照。